

軽費老人ホーム ケアハウスみどり 重要事項説明書

1. 事業主体概要

設置者の名称	社会福祉法人 よつ葉会
法人の所在地	〒771-1610 徳島県阿波市市場町香美字秋葉本80-1
代表者氏名	理事長 林 秀樹
電話番号	0883-36-7771
設立年月日	平成13年 9月 1日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス みどり
施設の所在地	〒771-1610 徳島県阿波市市場町香美字秋葉本80-1
施設長名	細川 淑子
電話番号	0883-36-7771
FAX番号	0883-36-7772
開設年月日	平成14年 9月 1日
定員	30名

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	高齢者の特性に考慮した住み良い住居を提供し、自立尊重を基本として利用者が明るく心豊かに生活できるよう食事の提供、入浴設備・相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害緊急時の対応などサービスに万全を期すことを目的とします。
施設運営方針	①施設の職員は、法の基本理念である人権を尊重し、敬愛、奉仕の精神に徹して、資質の向上研鑽に努めなければならない。 ②施設の生活指導は本所の伝統である「和」を基調とし、話しあい、助けあいを実践して生活の場づくりに努めなければならない。 ③施設の社会化は、在所者の援助あるいは介護に止まらず、地域住民にサービスを提供する事に努め、老人福祉の発展に寄与しなければならない。

4. 利用要件

- (1) 年齢が60歳以上の方。ご夫婦で入居される場合は、どちらか一方が60歳以上であればご利用頂けます。
- (2) 伝染性疾患がなく、かつ共同生活が可能であること。
- (3) 高齢のため自宅での生活に不安を感じている方。また少しの援助で自立した生活ができる方。
- (4) 身元引受人が得られる方。
(緊急の場合、家族・親族などで入居者に代わって判断・決定ができること)

5. 職員の配置と職務

職 種	職務内容	配 置
1. 施設長	総括	1名
2. 生活相談員	相談、助言、入居調整	1名
3. 事務職員	庶務、会計業務、社会保障関連	1名
4. 介護職員	日常生活の支援・援助	1名
5. 栄養士	献立作成、調理上の衛生管理	1名
6. 宿直職員	宿直業務	1名

6. 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養バランス、入居者の身体状況や嗜好を考慮した食事を提供します。 【食事時間】 朝食 8時 ～ 9時 昼食 11時45分 ～ 12時45分 夕食 17時10分 ～ 18時10分
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、日曜日～土曜日の下記の時間にご利用頂けます。 【入浴時間】 9時から17時 ・介護が必要な方は、居宅介護支援サービス等による入浴介助を受ける事が出来ます。入浴時間はその都度お知らせします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回健康診断書を提出ください。 ・利用者から健康に係る相談を受けた時は、医療連携機関をご紹介します。
相談・援助	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談に応じるとともに、余暇の活用及び居宅介護サービスの活用など必要な助言を行います。
社会生活上の 便 宜	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を営む上で必要な手続きについて、これを行う事が困難な場合は申出及び同意に基づき施設が代行することがあります。

7. 利用料

(1) 利用者階層別利用料金表

※ 利用料は別添の「利用者階層別利用料金表」によって決定されます。

利用料は「事務費」＋「生活費」＋「管理費」が基本となります。

- ・事務費・・・施設利用に係る費用
- ・生活費・・・食事の管理費
- ・管理費・・・家賃に相当する費用

※ 「対象収入」とは、前年1月～12月の収入（年金など）から「租税」（固定資産税除く）「社会保険料」「医療費」等の必要経費を控除した後の収入をいいます。

※ 国・県のケアハウス設置運営要綱の改正に伴い単価は変更いたします。

(2) 利用料以外の負担金

- ① 居室の水道・光熱費。また冬期（11月～3月）には暖房費（1,880円）が加算されます。

- ② 電話は入居者と NTT の個人契約で、費用は実費となります。
 - ③ 特別なサービスに要した実費・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙明細
- (3) 食費は生活費の中に含まれています。但し、3 日前までに欠食の連絡があれば、食材費相当額を差し引きます。

朝食（130 円） 昼食（370 円） 夕食（260 円）

(4) 利用料金のお支払い方法

前記の料金・負担金は、1 カ月ごとに計算しご請求します。

① 現金（振込）支払いは翌月 20 日までに、事務所へ持参（指定口座への振込）ください。

② 自動引き落としご利用の場合は、指定する期日までに、ご本人口座にご準備ください。

振替日：毎月 26 日または 27 日 休日は翌営業日となります。

③ 手数料は利用者様負担となります。

8. 入居に当たってご留意頂くこと

別添「ケアハウスみどり入居規約」の通りです。

9. 個人情報の保護と守秘義務

職員は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報取扱い規程」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

職員が得た入居者及び家族の情報については、原則として施設の介護サービスの提供以外の目的で利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又はその家族の同意を得るものとします。また職員は就業期間及び退職後も守秘義務があり、事業所は採用時及び定期的に研修を行います。

10. 高齢者虐待の防止

入居者の人権擁護・虐待防止の為に「職員研修」を通し、人権意識や知識・技量の向上に努めます。職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が入居者の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。研修及び委員会で検討、担当者設定を実施。虐待を疑う事案についても家族、介護支援専門員に報告し、市町村や警察に通報する責任があります。

11. 緊急時の対応

事故や心身状態が急変した時は、家族、主治医または協力医療機関、救急搬送の手配を行います。また火災・地震などの非常事態が発生した時は、安全な場所への避難、怪我の応急処置、建物等の被害状況を確認し、県及び市に報告、利用者家族等の安否確認と共に入居者の様子を報告します。災害時事業継続計画（BCP）に沿って、住宅サービスに職員を増員し、入居者や二次避難所利用者の生活維持に努めます。定期的な訓練や研修、BCP の見直しを行います。

12. 身体拘束廃止

身体拘束は虐待行為であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものと考え、拘束を安易に正当化することなく、職員ひとり 1 人身体、精神的、弊害を理解し、拘束以外の方法を工夫し実践します。

止むを得ず行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たし、且つ家族等の同意が必要とします。研修や委員会などを定期的に行い健康な職場づくりを行います。

13. 苦情相談窓口

(1) サービスに関する相談窓口については、次の窓口で対応します。受付時間 9時～17時

苦情解決責任者 細川 淑子（施設長）

相談窓口 吉田 加津子（生活相談員）

電話番号 0883-36-7771 FAX 0883-36-7772

(2) 苦情処理第三者委員

氏名 栗栖 昭雄 阿波市阿波町勝命北 66 番地

氏名 野口 俊市 阿波市市場町興崎字北分 119 番地 1

(3) 公的機関において、次の機関において苦情申し立てができます。

・徳島県運営適正化委員会

所在地 〒770-0943 徳島県中昭和町 1-2

県立総合福祉センター 3階 徳島県社会福祉協議会内

電話番号 088-611-9988 FAX 088-611-9995

受付時間 9時～17時（土日、祝日を除く）

14. 衛生管理、感染症防止

施設内の備品・器具・設備等の清潔保持や消毒に努め、常に衛生管理及び感染症発生時における事業継続計画に基づく対応を行います。

入居者の検温や様子確認、症状の訴えから感染症を疑う場合は、エプロン・手袋・マスク・フェイスシールド等を着用し、感染防止マニュアルに沿って感染拡大防止に努めます。

入居者の口腔清潔、入浴・着替え等は、入居者の心身機能に応じ介護保険サービスをご利用頂く方法もあります。

以上

令和 年 月 日

社会福祉法人よつ葉会 ケアハウスみどり の入居に際し、本書面に基づき重要事項の説明を致しました。

【説明者】 社会福祉法人よつ葉会 ケアハウスみどり

職種 氏名 印

私は、本書面に基づき上記重要事項の説明を受け、内容を理解し同意致します。

【利用者】

住所

氏名 印

【署名代行者】 (※代筆された方のみ)

私は、利用者の意思を確認した上で、上記署名を代行しました。

住所

氏名 印

(続柄: _____)